

第63回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年5月27日（木曜日）

午前10時開会（受付開始午前9時）

場 所

当社本部2階 大会議室

岡山県都窪郡早島町早島3270番地1

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

株式会社ハローズ

証券コード：2742

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

目 次

第63回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	26
監査報告書	38
株主総会参考書類	41

(証券コード：2742)

2021年5月11日

株 主 各 位

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(本部：岡山県都窪郡早島町早島3270番地1)
株 式 会 社 ハ ロ ー ズ
代表取締役社長 佐 藤 利 行

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、ご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年5月26日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力ください。

なお、議決権行使に際しましては3～4頁の「議決権行使の方法についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年5月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1 当社本部2階大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

第63期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 本招集ご通知と併せ、同封の「株主総会における新型コロナウイルス感染防止策等に関しまして」をご一読くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。(https://www.halows.com/)

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。41ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2021年5月26日（水曜日）午後6時30分到着

インターネットによる議決権行使の場合



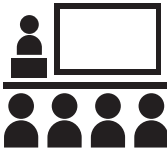
当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年5月26日（水曜日）午後6時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

当日ご出席いただける場合

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年5月27日（木曜日）午前10時

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2021年5月26日（水曜日）午後6時30分までに、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

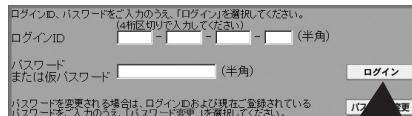
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の悪化、国内の感染症拡大防止策による経済活動、社会活動の抑制等により、先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛による生活者の購買行動の変化から、業種別の格差が業績に現れました。また、企業収益の減少に伴う雇用・所得環境の悪化を背景に、日常の買物での生活防衛意識はさらに強まり、低価格志向が続きました。なお、スーパーマーケット業界では、食料品を中心とした在宅用消費が増加しました。

このような状況の中で当社は、次の取り組みを行いました。

販売促進面におきましては、生活防衛企画及び自社会員カード（ハロカ）のポイント優遇施策を継続しました。

商品面におきましては、継続して重点販売商品の育成、産地開発商品の増加及びプライベートブランド商品のシェアアップを行いました。

店舗開発面におきましては、2020年4月に徳島県小松島市へ大林店、7月に香川県木田郡三木町へ三木店、10月に愛媛県西条市へ西条店及び同月に兵庫県加古川市へ東加古川店並びに2021年2月に兵庫県姫路市へ姫路飾磨店を売場面積600坪型24時間営業の店舗として新規出店しました。これにより、店舗数は広島県28店舗、岡山県25店舗、香川県12店舗、愛媛県8店舗、徳島県9店舗及び兵庫県9店舗の合計91店舗となりました。

店舗運営面におきましては、2020年12月に広島県福山市の御幸店（直営のベーカリー新設、売場面積300坪型を450坪型へ増床）、2021年1月に同市の伊勢丘店（売場面積600坪型）及び新涯店（売場面積450坪型を600坪型へ増床）を当社の新しいタイプの標準店舗へ改装し、買物がしやすい環境作りによる店舗の魅力アップを図りました。また、セルフレジの設置を推進し、お客様の利便性向上に取り組み、自動発注対象商品の拡大による欠品対策及び作業効率の改善を図りました。

社会貢献面におきましては、フードバンク事業運営団体への商品提供及び自社エコセンタ

一による資源の再利用に取り組みました。また、2020年5月には、CSR活動に関する報告書として「ハローズ環境・社会活動のご報告2020」を作成しました。フードバンク事業団体への商品提供につきましては、2020年12月に、その内容が評価され、食品ロス削減推進大賞（内閣府特命担当大臣賞）を受賞しました。

経営面におきましては、2020年12月に、中期経営計画「2125計画」を発表しました。「2125計画」は2025年度まで（2021年3月1日～2026年2月28日）に、120店舗体制で営業収益2000億円を達成する計画です。

資本政策面におきましては、2021年2月に、財務体制の強化及び店舗新設の設備投資資金に充当するため、新株式発行（一般募集及び第三者割当）を行いました。併せて、株式の分布状況の改善及び流動性の向上のため、当社株主を売出人とする株式の売出しも行いました。

新型コロナウイルス感染症防止対策については、①当事業年度に計4回、従業員に対して感染防止対策支援金及び慰労金を支給、②マスク着用、体温チェック及び公衆衛生対策等の徹底による従業員の体調管理体制強化、③設備・備品の定期消毒、④レジシールド設置、休憩スペースの制限及びセルフレジの拡大等の設備変更、⑤お客様に対するソーシャルディスタンス及び公衆衛生対策等の要請、⑥一部商品の販売形態の変更、⑦一時的に特売チラシの内容変更と新聞折込の中止、⑧各種イベントの中止、⑨ウェブ会議システム拡大や社内研修の見直し、⑩感染症防止対策を講じたうえでの新規開店等の取り組みを行いました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は1,519億43百万円（前年同期比12.8%増）、営業利益は76億4百万円（前年同期比43.7%増）、経常利益は75億82百万円（前年同期比42.7%増）、当期純利益は54億98百万円（前年同期比55.1%増）となりました。なお、営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。

部門別商品売上高

区 分		売 上 高	構 成 比 率				
		百万円	%				
青	果	17,240	11.6				
鮮	魚	10,291	6.9				
惣	菜	19,673	13.3				
精	肉	17,807	12.0				
生	鮮	計	65,012	43.9			
デ	イ	リ	一	34,489	23.3		
一	般	食	品	23,392	15.8		
そ	の	他		25,362	17.1		
グ	ロ	サ	リ	一	計	83,245	56.1
合		計		148,257	100.0		

(注) 「その他」部門は「菓子」、「酒類」、「雑貨」及び「催事」の合計であります。

2. 資金調達及び設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、2021年2月10日を払込期日とする公募による新株式発行及び2021年2月24日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、総額46億32百万円の資金調達を行っております。また、金融機関から長期借入金49億20百万円の資金調達を行っております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、71億67百万円となりました。その主なものは、新店5店舗の新設33億82百万円、テナント棟の新設及び既存店舗の改装等20億45百万円であります。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

7. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は引き続き継続するなか、実質賃金の低下等により、消費マインドの冷え込み懸念など、生活防衛意識による慎重な購買活動及び低価格志向が続くものと見込まれます。加えて、人口の減少、年齢構成及びライフスタイルの変化などが続き、これらへの対応及びオーバーストアなどの競争環境激化への対応が迫られております。

(1) 出店における課題

広島、岡山、香川、愛媛、徳島及び兵庫商勢圏でのドミナント化を確立してまいります。業態に関しましては、主にサブバブ（郊外住宅地域）に出店する売場面積600坪型及びアーバン（都市住宅地域）に出店する売場面積450坪型の標準化したフォーマットを確立してまいります。また、買物に便利な商業集積地として、異業種と複合化したオープンモール型のNSC化と商圏内ベスト立地の確保に引き続き取り組んでまいります。

(2) 改装における課題

既存店の改装を行い業績の向上を再認識したため、今後は大規模な店舗改装を強化してまいります。お客様への快適な買物空間の提供、変化する消費者ニーズへの対応、LED照明、新型冷蔵設備や省エネルギータイプの空調設備等の導入による光熱費の低減及び売場や作業場の標準化を行い作業手順の統一による効率改善のため、既存店舗の改装は建設後の年数を考慮し計画的に取り組んでまいります。

(3) 商品における課題

新鮮・安全・安心な生鮮食品、出来たて、おいしさをとものった惣菜等の調理済み食品、品質が高く、低価格なドライグロサリー食品及び当社PB商品であります「ハローズセレクト」を販売計画及びカテゴリーマネジメントに基づいて提供してまいります。顧客満足度のさらなる向上を目指して、「ハローズセレクト」の開発を積極的に進めて、充実を図ってまいります。また、早島物流センターの活用など、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

開発商品、仕入商品の安全・安心に関しましては、社内自主衛生基準に基づく工場調査を継続的に実施してまいります。

商品の物流面に関しましては、早島物流センターを基軸に、四国物流センター等の物流網を有効的に活用し、商品の安定供給と物流の効率化を推進してまいります。

(4) 店舗運営における課題

店舗における商品発注、商品補充、生鮮品の加工及び清掃等の業務が時間帯ごとに明確化された「24時間店舗運営システム」、24時間営業の商品・資材の提供を支援する「24時間物流システム」、そして顧客ニーズと各業務システムを連携する「24時間情報システム」をさらに高度運用することにより、労働生産性の向上、品切れによるチャンスロスの防止、売れ残り等のロスの削減、ローコスト・オペレーションの確立に努めてまいります。また、安全な商品を安心して購入していただくために、店舗衛生検査、表示チェックなどを強化し、適正な鮮度、品質、表示を継続してまいります。

(5) 組織における課題

昇格制度や業績評価制度及び報奨金制度等のインセンティブを導入し、志気向上を促すとともに、各種研修プログラムの充実を図り、人材育成に力を注いでまいります。また、営業力の強化のために、店長・副店長及び主任の早期育成及びパートタイム社員の戦力化を図ります。採用に関しましては、今後の出店にともない、新卒者及びパートタイム社員を積極的に雇用するとともに、中途採用においても、嘱託社員及び経験者など優秀な人材の確保に努めてまいります。

(6) 環境保全における課題

新規店舗及び既存店舗での省エネ設備導入、店舗での電気使用量削減活動による省エネへの取り組みや、食品リサイクル活動、エコセンターを活用した容器等の資源リサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (2017.3.1~2018.2.28)	第61期 (2018.3.1~2019.2.28)	第62期 (2019.3.1~2020.2.29)	第63期 (当期) (2020.3.1~2021.2.28)
営 業 収 益 (百万円)	121,359	127,323	134,659	151,943
経 常 利 益 (百万円)	4,897	4,937	5,312	7,582
当 期 純 利 益 (百万円)	3,400	3,161	3,544	5,498
1 株当たり当期純利益 (円)	172.17	159.92	179.28	276.84
総 資 産 (百万円)	60,506	63,834	77,066	90,845
純 資 産 (百万円)	28,954	31,677	34,653	44,217
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,460.88	1,596.82	1,745.84	2,065.07

(注) 1株当たり当期純利益は期中の自己株式を除く平均発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり純資産は自己株式を除く期末発行済株式総数により算出しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社は、スーパーマーケットチェーンとして商品の小売を主たる事業とし、販売商品は一般食品・生鮮食品等の食料品、日用品等の雑貨を取り扱っております。

11. 主要な営業所等

本 社 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
本 部 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1
物流センター 岡山県都窪郡早島町早島3262番地2
店 舗 広島県 [28店舗] 岡山県 [25店舗] 香川県 [12店舗]
愛媛県 [8店舗] 徳島県 [9店舗] 兵庫県 [9店舗]

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,178名	51名増	33.44歳	10.08年

(注) このほか、パートタイマーの期中平均人員は、3,874名（1日8時間換算）であります。

13. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社もみじ銀行	2,141
株式会社中国銀行	2,122
株式会社広島銀行	2,052
株式会社山陰合同銀行	1,639
株式会社トマト銀行	1,638

百万円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 49,200,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 21,423,900株 (自己株式74,617株を含む。)
3. 株主数 7,256名
4. 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社サンローズ	4,751,900	22.3
佐藤利行	2,488,010	11.7
株式会社マルナカ	1,425,000	6.7
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,223,590	5.7
佐藤太志	755,000	3.5
サンローズ従業員持株会	732,700	3.4
公益財団法人サンローズ財団	384,000	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	347,700	1.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	248,600	1.2
小塩登美子	210,400	1.0

(注) 持株比率は、自己株式(74,617株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2016年度役員新株予約権	2017年度役員新株予約権	2018年度役員新株予約権	2019年度役員新株予約権
発行決議日	2016年5月26日	2017年5月25日	2018年5月24日	2019年5月23日
区分	取締役(注)1	取締役(注)1	取締役(注)1	取締役(注)1
保有者数	9名	9名	9名	9名
新株予約権の数	240個	90個	79個	96個
新株予約権の1個当たりの株式数	100株	100株	100株	100株
目的となる株式の数	24,000株	9,000株	7,900株	9,600株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	2016年6月11日から 2046年6月10日まで	2017年6月10日から 2047年6月9日まで	2018年6月9日から 2048年6月8日まで	2019年6月8日から 2049年6月7日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2			

	2020年度役員新株予約権
発行決議日	2020年5月28日
区分	取締役(注)1
保有者数	9名
新株予約権の数	73個
新株予約権の1個当たりの株式数	100株
目的となる株式の数	7,300株
目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	1円
権利行使期間	2020年6月13日から 2050年6月12日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
2. 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 利 行	指名報酬委員 公益財団法人ハローズ財団理事長 株式会社西条プラザ 代表取締役社長
取締役副社長	佐 藤 太 志	営業担当兼経営企画室管掌
専務取締役	小 田 俊 二	店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長
専務取締役	小 島 宏 教	開発部管掌
専務取締役	亀 井 公 一	商品ライン本部長兼販売企画部長
常務取締役	花 岡 秀 典	管理本部長兼総務部長
常務取締役	高 橋 正 名	商品ライン本部副本部長兼商品統括部長 業務システム部管掌
取 締 役	小 塩 登美子	社長室長
取 締 役	末 光 憲 司	店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長
取 締 役	藤 井 義 則	指名報酬委員
取 締 役	池 田 千 明	指名報酬委員
常 勤 監 査 役	岡 本 均	
監 査 役	稲 福 康 邦	
監 査 役	松 本 卿 式	
監 査 役	小 林 正 和	

- (注) 1. 取締役藤井義則氏、池田千明氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役4名は、いずれも社外監査役であります。
 3. 取締役藤井義則氏、池田千明氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役4名は、いずれも東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 取締役及び監査役の選任理由

地 氏 位 名	選任の理由
代表取締役社長 佐藤 利行	これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップで会社全体を牽引してきた実績と経営全般に対する豊富な見識や高い使命感は当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役副社長 佐藤 太志	これまで当社の取締役副社長として経営を担っており、商品部長、管理本部長及び経営企画室長などを担当してきた実績と経営全般に対する豊富な職務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専務取締役 小田 俊二	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売部門を統括してきた実績と成長に向けた体制を整備してきた経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専務取締役 小島 宏教	これまで店舗開発の責任者として出店及びテナント誘致などNSC開発を牽引し、また、競争力のある店舗フォーマットの開発などの実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
専務取締役 亀井 公一	海外からの商品調達及び海外駐在の経験を有し、当社の商品部門及び品質管理部門の責任者として、商品調達、商品開発及び品質の向上と安全確保に大きく貢献してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
常務取締役 花岡 秀典	これまで当社の店舗運営部門及び商品部門の責任者として業務経験を有しており、経営の重要事項の決定及び担当部門の監督等の職務執行の実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
常務取締役 高橋 正名	これまで当社の商品部門及び物流部門の責任者として、商品調達及び物流体制の構築に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役 小塩 登美子	これまで当社の財務経理部門、管理部門全般及び社長室の責任者として、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役 末光 憲司	これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売の第一線の牽引及び新商圏への対応と浸透を担当してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任しております。
取締役 藤井 義則	公認会計士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社の内部統制を始めとする取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
取締役 池田 千明	弁護士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識は、当社のコンプライアンス体制など取締役会のさらなる機能強化に資するものと考え、選任しております。
常勤監査役 岡本 均	金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識により、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監査役 稲福 康邦	上場企業の経理部門において20数年間の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監査役 松本 卿式	大手流通業での経験が豊富であり、専門的知識によって、社外監査役として適任と判断して選任しております。
監査役 小林 正和	学識者としての専門知識に加えMBA（神戸大学大学院経営学）及び中小企業診断士としての資格等を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適任と判断して選任しております。

3. 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

(1) 就任

該当事項はありません。

(2) 退任

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2020年12月25日付

氏名	新役職名	旧役職名
佐藤 利行	代表取締役社長 指名報酬委員	代表取締役社長
藤井 義則	指名報酬委員	—
池田 千明	指名報酬委員	—

5. 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりであります。

取締役 11名 153百万円（うち社外 2名 4百万円）

監査役 4名 19百万円（うち社外 4名 19百万円）

（注）上記取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額21百万円を含んでおります。

7. 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	藤 井 義 則	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）に出席し、専門的見地から主に会計面からの発言を行っております。
取 締 役	池 田 千 明	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）に出席し、専門的見地から主に法務面からの発言を行っております。
常 勤 監 査 役	岡 本 均	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
監 査 役	稲 福 康 邦	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に内部統制及びコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っております。
監 査 役	松 本 卿 式	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100％）、監査役会13回のうち13回（100％）に出席し、必要に応じ、主に店舗運営業務についての発言を行っております。
監 査 役	小 林 正 和	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94％）、監査役会13回のうち12回（92％）に出席し、必要に応じ、主に学識者としての専門知識を活かし、多角的見地からの発言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容の妥当性、報酬見積り等の算定根拠等を検証した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査が明確に区分できないため報酬等の合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である新株式発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、その旨及び理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障ある場合等、必要があると判断した場合は、会社法第344条第1項に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議案を決定いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月25日開催の取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。(最終改訂：2016年12月28日)

基本方針は下記のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 社訓、経営理念、幹部憲章及び店長憲章等の行動指針に基づき、取締役及び使用人が法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守する経営体制を確立します。
 - ② 内部監査部門である内部監査室は、事業全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査等を実施することにより、法令、定款及び社内規程並びに社会規範の遵守を確保します。
 - ③ 内部監査室は監査結果を社長に報告するとともに、取締役及び監査役に周知する体制とします。
 - ④ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して、取締役及び使用人の職務執行の監査を行います。
 - ⑤ 財務報告に係る適正性確保のため、「J-SOX法対応委員会」を設置し、重要な業務プロセスにおけるリスクコントロールの整備をする体制とします。
 - ⑥ 反社会的勢力との関係を持たず、不当な要求等を一切拒絶し、毅然とした態度で対応します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録及び議事録、各取締役が「職務権限規程」、「稟議規程」に基づき決裁した文書等及び取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証と各規程等の改訂、更新を行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 種々の損失の危険に際して、リスクの影響度の重要性和発生可能性の頻度に応じたリスクの評価を行い、効率的なリスク管理のもとに、損失の危険を最小限にするように取り組みます。

- ② 「内部統制委員会」で、全社的な危機管理に備えるため、「危機管理委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「J-SOX法対応委員会」を統括する組織とし、定期的に全社的なリスクの評価を実施する体制とします。
 - ③ 「危機管理委員会」で、店舗運営上のリスク等を想定し、対応策等を含めた「危機管理規程」を制定するとともに、店舗運営上のリスク管理に取り組みます。また、この「危機管理委員会」は全社的な問題に取り組む組織体制にします。
 - ④ 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する基本的な考え方を定め、コンプライアンス態勢の構築・整備をはかることにより、業務の適切性及び経営の健全性を確保する体制にします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営理念を機軸とする中期経営方針により策定された中期経営計画と年度毎の経営方針に基づき各部門毎に行為方針書を作成するとともに、従業員及びお取引先様への方針発表会等により、経営目標を周知しております。また、当初目標の進捗状況は、取締役、常勤監査役、執行役員、部長及び地区長等で構成された課題確認会議において、週次での検証を行っております。
 - ② 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、取締役等の職務権限と責任範囲を定めて、取締役が効率的に職務執行が行える体制を確保しております。
 - ③ 経営上の重要事項につきましては、経営戦略会議で協議検討するとともに、「取締役会規程」により定められている決議事項及び付議事項に該当する事項については、取締役会に付議することを遵守するとともに、全役員に議題に関する資料を事前に配布する体制にします。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の担当部署を置き、管理することで、子会社の業務の体制としております。
 - ② 子会社の取締役の職務執行を含む重要事項については、当社の取締役会へ子会社担当部署より定期的に報告する体制としております。

- ③ 定期的な当社の取締役会への報告を受け協議し、子会社の損失の危機の管理を子会社担当部署が行っております。
 - ④ 子会社の業務執行状況等は、適宜、経営戦略会議及び課題確認会議で、子会社の取締役又は子会社担当役員より、報告しております。さらに、それら会議体で、当社の取締役及び経営陣幹部と子会社の取締役が、情報交換及び関連業務について協議することで、それぞれの業務の効率化に努めております。
 - ⑤ 子会社の一部取締役に当社の取締役及び経営陣幹部が就任し、当社の損失の危険の管理及びコンプライアンス等に関する考え方を共有することで、業務の適正を確保する体制としております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役と内部監査室が相互連携を取り、監査役が同行して各々の監査計画に基づき、店舗等の監査を行っております。現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役から補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上決定することにします。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の監査役職務を補助すべき使用人を配置した場合には、当該使用人の人事異動及び人事評価等の決定には、事前に監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から要請があれば、監査役職務補助者の配員を検討します。
 - ② 監査役会は、取締役が監査役会の意向に反する人事異動をしたり、独立性を侵害するような指示を職務補助者にした場合に、それらを取り消す権利を有します。
 - ③ 監査役職務補助者の選任・解任・処遇の決定、人事上の評価は、常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。
 - ④ 監査役職務補助者は、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告する責務に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営戦略会議、開発会議、店長会議及び課題確認会議等に出席し、各種の重要な情報を得るとともに、取締役や執行役員等から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び重要な法令や定款違反行為を認めた場合は監査役に報告します。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、その求めに応じ業務内容を報告します。取締役及び使用人は、これを拒むことはできません。
- ② 監査役への直接の報告が必要であると思われる時は、取締役及び使用人は、直ちに、各監査役に報告をすることができるものとする。
- ③ 内部通報制度の運用及び通報の内容を、担当者は定期的に監査役会に報告します。

(11) 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部統制に関する活動概要等を、監査役に報告したことを理由に、その取締役及び使用人を不利な取扱いにした場合、不利な取扱いを行った取締役及び使用人は、懲罰の対象となります。
- ② 取締役及び使用人は、業務内容、業績及び重要書類の内容等を、監査役に報告したことによって、他の取締役及び使用人から不利な取扱いを受けることはありません。

(12) 監査役職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。
- ② 監査役が判断して、その業務遂行上必要な社外研修会等の参加費用は、会社が負担します。

- (13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、代表取締役社長をはじめ、各取締役と定期的に面談し、情報の共有化をはかります。
 - ② 監査役は、会計監査人と定例の監査日に面談するとともに、定期的に情報交換する打合せ会を開催しております。
 - ③ 内部監査室は内部監査報告書を監査役に回覧し、報告する体制にしております。
- (14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たず、それら勢力からの不当な要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応するものとします。
 - ② 基本的な考え方に基づき「行動規範」「行動指針」を定め、社内に周知をはかることとしています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、役員及び従業員に対し、必要なコンプライアンスについて記載をしたコンプライアンス手帳を配布し、各種研修会及び講習会を実施して周知徹底に取り組んでおります。また、役員及び幹部層には、年に1回のコンプライアンスに関するセルフチェックを実施しております。
- また、当社は内部通報規程を定め、従業員からの相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。
- (2) 当社の主要な会議は、取締役会、監査役会、経営戦略会議、課題確認会議及び内部統制委員会であります。各会議体では、それぞれが持つ目的を果たし、業務の適正を確保するための体制を確保しております。また、取締役会においては、社外取締役が参加することで、取締役の職務執行の適正性及び効率性をさらに高める体制としております。

- (3) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、独立社外取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携をはかっております。また、常勤監査役は主要な稟議書の回付を受け取締役の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会、J-SOX法対応委員会及び危機管理委員会等の重要な会議に出席し必要な場合は意見を述べております。
- (4) 内部監査室は、年度監査計画書に基づき、当社の各部門の業務執行の監査を実施しております。その結果及び改善状況は作成した監査報告書にて、代表取締役社長及び監査役に報告しております。また、その写しを対象部門の責任者へ送付しております。
- (5) 当社は、新規取引先と取引を行う場合、反社会的勢力との関連の有無を調査したうえで、取引を開始しております。また、既存取引先についても、定期的に調査し取引継続の可否を判断しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

| 科 目             | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
|-----------------|--------|-------------------------|--------|
| (資 産 の 部)       | 百万円    | (負 債 の 部)               | 百万円    |
| 流 動 資 産         | 27,866 | 流 動 負 債                 | 27,779 |
| 現 金 及 び 預 金     | 21,568 | 買 掛 金                   | 14,868 |
| 売 掛 金           | 544    | 1年内返済予定の長期借入金           | 3,622  |
| 商 品             | 3,185  | リ ー ス 債                 | 612    |
| 貯 蔵 品           | 4      | 未 払 金                   | 2,077  |
| 前 払 費 用         | 463    | 未 払 法 人 税 等             | 1,403  |
| 未 収 入 金         | 216    | 未 払 消 費 税 等             | 1,663  |
| 預 け の 金         | 1,681  | 未 預 前 受 取 金             | 382    |
| そ の 他 の 金 益     | 205    | 前 受 取 引 当 金             | 294    |
| 貸 倒 引 当 金       | △3     | ポ イ ン ト の 引 当 金         | 1,694  |
| 固 定 資 産         | 62,978 | 固 定 負 債                 | 303    |
| 有 形 固 定 資 産     | 51,795 | 長 期 借 入 金               | 570    |
| 建 物             | 25,965 | 一 般 借 入 金               | 286    |
| 構 築 物           | 3,680  | 退 職 給 付 引 当 金           | 18,849 |
| 機 械 及 び 装 置     | 530    | 資 産 除 去 債 務             | 11,718 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 1,315  | 預 り 建 設 協 力 金           | 935    |
| 土 地             | 17,247 | 長 期 預 り 敷 金 保 証 金       | 704    |
| リ ー ス 資 産       | 1,543  | 長 期 前 受 取 金 益           | 1,408  |
| 建 設 仮 勘 定       | 1,513  | そ の 他                   | 953    |
| 無 形 固 定 資 産     | 389    | 負 債 の 部 合 計             | 46,628 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 327    | (純 資 産 の 部)             |        |
| 施 設 利 用 権       | 46     | 株 主 資 本                 | 44,086 |
| リ ー ス 資 産       | 9      | 資 本 金                   | 5,430  |
| そ の 他           | 5      | 資 本 剰 余 金               | 5,374  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 10,794 | 資 本 準 備 金               | 5,373  |
| 投 資 有 価 証 券     | 2      | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0      |
| 関 係 会 社 株 式     | 50     | 利 益 剰 余 金               | 33,415 |
| 出 資 金           | 0      | 利 益 準 備 金               | 16     |
| 長 期 前 払 費 用     | 4,833  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 33,399 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 1,634  | 庄 縮 積 立 金               | 215    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 2,743  | 別 途 積 立 金               | 22,722 |
| 建 設 協 力 金       | 1,478  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 10,461 |
| そ の 他           | 52     | 自 己 株 式                 | △133   |
| 資 産 の 部 合 計     | 90,845 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 0      |
|                 |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 0      |
|                 |        | 新 株 予 約 権               | 129    |
|                 |        | 純 資 産 の 部 合 計           | 44,217 |
|                 |        | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 90,845 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 損益計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

| 科 目          | 金 額     | 金 額     |
|--------------|---------|---------|
|              | 百万円     | 百万円     |
| 売 上 高        | 148,257 |         |
| その他の営業収入     | 3,685   | 151,943 |
| 売 上 原 価      |         | 110,587 |
| 営業総利益        |         | 41,355  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 33,751  |
| 営業利益         |         | 7,604   |
| 営業外収益        |         |         |
| 受取利息         | 24      |         |
| 仕入割引         | 34      |         |
| その他の営業外収益    | 75      | 134     |
| 営業外費用        |         |         |
| 支払利息         | 120     |         |
| 株式交付費        | 28      |         |
| その他の営業外費用    | 6       | 155     |
| 経常利益         |         | 7,582   |
| 特別利益         |         |         |
| 固定資産売却益      | 8       |         |
| 固定資産受贈益      | 5       |         |
| 賃貸借契約解約益     | 5       |         |
| 収用補償金        | 151     | 169     |
| 特別損失         |         |         |
| 固定資産売却損      | 0       |         |
| 固定資産除却損      | 60      |         |
| 資産除去債務履行差額   | 3       | 63      |
| 税引前当期純利益     |         | 7,689   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,369   |         |
| 法人税等調整額      | △179    | 2,190   |
| 当期純利益        |         | 5,498   |

# 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

|                              | 株主資本  |       |          |         |       |          |        |        |         |
|------------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|--------|--------|---------|
|                              | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益準備金 | 利益剰余金    |        |        | 利益剰余金合計 |
|                              |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |       | その他利益剰余金 |        |        |         |
|                              | 百万円   | 百万円   | 百万円      | 百万円     | 百万円   | 百万円      | 百万円    | 百万円    | 百万円     |
| 当 期 首 残 高                    | 3,114 | 3,057 | 1        | 3,058   | 16    | 141      | 20,422 | 7,930  | 28,510  |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額          |       |       |          |         |       |          |        |        |         |
| 新 株 の 発 行                    | 2,316 | 2,316 |          | 2,316   |       |          |        |        |         |
| 剰 余 金 の 配 当                  |       |       |          |         |       |          |        | △593   | △593    |
| 当 期 純 利 益                    |       |       |          |         |       |          |        | 5,498  | 5,498   |
| 圧 縮 積 立 金 の 積 立              |       |       |          |         |       | 80       |        | △80    | －       |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩              |       |       |          |         |       | △6       |        | 6      | －       |
| 別 途 積 立 金 の 積 立              |       |       |          |         |       |          | 2,300  | △2,300 | －       |
| 自 己 株 式 の 取 得                |       |       |          |         |       |          |        |        |         |
| 自 己 株 式 の 処 分                |       |       | △0       | △0      |       |          |        |        |         |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度中の変動額（純額） |       |       |          |         |       |          |        |        |         |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計      | 2,316 | 2,316 | △0       | 2,315   | －     | 74       | 2,300  | 2,530  | 4,904   |
| 当 期 末 残 高                    | 5,430 | 5,373 | 0        | 5,374   | 16    | 215      | 22,722 | 10,461 | 33,415  |

|                              | 株主資本 |        | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|------------------------------|------|--------|------------------|----------------|-------|--------|
|                              | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
|                              | 百万円  | 百万円    | 百万円              | 百万円            | 百万円   | 百万円    |
| 当 期 首 残 高                    | △137 | 34,544 | 0                | 0              | 108   | 34,653 |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額          |      |        |                  |                |       |        |
| 新 株 の 発 行                    |      | 4,632  |                  |                |       | 4,632  |
| 剰 余 金 の 配 当                  |      | △593   |                  |                |       | △593   |
| 当 期 純 利 益                    |      | 5,498  |                  |                |       | 5,498  |
| 圧 縮 積 立 金 の 積 立              |      | －      |                  |                |       | －      |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩              |      | －      |                  |                |       | －      |
| 別 途 積 立 金 の 積 立              |      | －      |                  |                |       | －      |
| 自 己 株 式 の 取 得                | △0   | △0     |                  |                |       | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                | 5    | 4      |                  |                |       | 4      |
| 株主資本以外の項目の当<br>事業年度中の変動額（純額） |      |        | 0                | 0              | 20    | 21     |
| 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計      | 4    | 9,541  | 0                | 0              | 20    | 9,563  |
| 当 期 末 残 高                    | △133 | 44,086 | 0                | 0              | 129   | 44,217 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商 品

生 鮮 食 品……………最終仕入原価法

センター在庫商品……………移動平均法による原価法

その他の商品……………売価還元法による原価法

ロ. 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ②無形固定資産……………定額法によっております。  
(リース資産を除く) なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③長期前払費用……………均等償却によっております。  
なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ④リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法  
株式交付費 ……………支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②ポイント引当金……………メンバーズカードのポイント使用による売上値引に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
- ③退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(当事業年度は9百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 27,380百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建 物 253百万円

②担保に係る債務の金額

流動負債「その他」 26百万円

預り建設協力金 89百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 75百万円

長期金銭債権 1,045百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他の営業収入 29百万円

販売費及び一般管理費 192百万円

営業取引以外の取引による取引高 13百万円



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 当事業年度末日における発行済株式の数           普通株式       21,423,900株  
(変動事由の概要)  
2021年2月10日を払込期日とする公募増資による増加           1,315,400株  
2021年2月24日を払込期日とする第三者割当増資による増加       243,900株
- (3) 当事業年度末日における自己株式の数           普通株式       74,617株  
(変動事由の概要)  
単元未満株式の買取りによる自己株式の増加                               143株  
第3回新株予約権の行使による自己株式の減少                               2,900株
- (4) 剰余金の配当に関する事項  
当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 2020年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 277百万円 | 14円      | 2020年<br>2月29日 | 2020年<br>5月29日 |
| 2020年9月28日<br>取締役会   | 普通株式  | 316百万円 | 16円      | 2020年<br>8月31日 | 2020年<br>11月6日 |

## 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|----------------|----------------|
| 2021年5月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 384百万円 | 18円      | 2021年<br>2月28日 | 2021年<br>5月28日 |

- (5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数
- |               |      |         |
|---------------|------|---------|
| 2016年度役員新株予約権 | 普通株式 | 24,000株 |
| 2017年度役員新株予約権 | 普通株式 | 9,000株  |
| 2018年度役員新株予約権 | 普通株式 | 7,900株  |
| 2019年度役員新株予約権 | 普通株式 | 9,600株  |
| 2020年度役員新株予約権 | 普通株式 | 7,300株  |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 未払事業税等       | 133百万円          |
| ポイント引当金      | 175百万円          |
| 退職給付引当金      | 214百万円          |
| 未払金（役員退職慰労金） | 100百万円          |
| 未払従業員賞与      | 53百万円           |
| 借地手数料等否認     | 689百万円          |
| 減価償却限度超過額    | 33百万円           |
| 長期前受収益否認     | 165百万円          |
| 資産除去債務       | 429百万円          |
| 減損損失         | 128百万円          |
| その他          | 103百万円          |
| 繰延税金資産小計     | <u>2,226百万円</u> |
| 評価性引当額       | <u>△224百万円</u>  |
| 繰延税金資産合計     | <u>2,001百万円</u> |

(繰延税金負債)

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 建設協力金           | 20百万円           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 248百万円          |
| 圧縮積立金           | 94百万円           |
| その他             | 3百万円            |
| 繰延税金負債合計        | <u>367百万円</u>   |
| 繰延税金資産の純額       | <u>1,634百万円</u> |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、主に食料品の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗設備の建設等によるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び短期借入金は、ほとんど1月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、返済期日は決算日後、最長で7年後であります。長期預り敷金保証金及び預り建設協力金は、主に商業施設の賃貸借契約によるものであります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

建設協力金、敷金及び保証金は、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減をはかっております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は、主に固定金利であるため金利変動リスクはほとんどありません。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成するとともに、金融機関との当座貸越枠を利用することなどにより手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格のない場合、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2. を参照ください。

(単位：百万円)

|                      | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額   |
|----------------------|----------|--------|------|
| ①現金及び預金              | 21,568   | 21,568 | —    |
| ②敷金及び保証金             | 1,787    | 1,437  | △349 |
| ③建設協力金（1年内回収予定を含む）   | 1,613    | 1,718  | 104  |
| 資産計                  | 24,968   | 24,723 | △245 |
| ①買掛金                 | 14,868   | 14,868 | —    |
| ②未払金                 | 2,077    | 2,077  | —    |
| ③長期借入金（1年内返済予定を含む）   | 15,340   | 15,296 | △43  |
| ④長期預り敷金保証金           | 1,596    | 1,291  | △304 |
| ⑤預り建設協力金（1年内返済予定を含む） | 1,136    | 1,195  | 58   |
| 負債計                  | 35,019   | 34,730 | △289 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 敷金及び保証金及び③ 建設協力金（1年内回収予定を含む）

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

① 買掛金及び② 未払金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

④ 長期預り敷金保証金及び⑤ 預り建設協力金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分        | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 敷金及び保証金   | 956      |
| 長期預り敷金保証金 | 276      |

上記については、賃貸借期間終了の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「② 敷金及び保証金」、「④ 長期預り敷金保証金」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸用の店舗（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価     |
|----------|--------|
| 10,966   | 15,206 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称    | 議決権等の所有割合 (%) | 関連当事者との関係       | 取引の内容    | 取引金額 | 科目        | 期末残高  |
|-----|-----------|---------------|-----------------|----------|------|-----------|-------|
| 子会社 | 株式会社西条プラザ | 所有直接100%      | 不動産の賃借<br>役員の兼務 | 建設協力金の回収 | 75   | 流動資産(その他) | 75    |
|     |           |               |                 |          |      | 建設協力金     | 1,045 |

(注) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 2,065円 07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 276円 84銭   |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 276円 08銭   |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約にともなう原状回復義務であります。

②当該資産除去債務の算定方法

建物の法定耐用年数(主に34年)を使用見込期間と見積り、取得時における国債の利回り等適切な指標の割引率を使用して算定しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 期首残高              | 1,327百万円        |
| 有形固定資産の取得にともなう増加額 | 58百万円           |
| 時の経過による調整額        | 25百万円           |
| 資産除去債務の履行等による減少額  | <u>△2百万円</u>    |
| 期末残高              | <u>1,408百万円</u> |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社ハローズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 幸治 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハローズの2020年3月1日から2021年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月20日

株式会社ハローズ監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 岡 本 均   | Ⓧ |
| 監 査 役（社外監査役） | 稲 福 康 邦 | Ⓧ |
| 監 査 役（社外監査役） | 松 本 式   | Ⓧ |
| 監 査 役（社外監査役） | 小 林 正 和 | Ⓧ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、今後の積極的な事業展開に備えつつ、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定配当の維持及び適正な利益還元などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当16円から第63期事業年度において営業収益1,500億円を達成したことを記念して、記念配当2円を加え18円の配当とさせていただきますと存じます。

なお、昨年11月に中間配当金として1株につき16円お支払いいたしておりますので、期を通じましては1株につき34円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金18円

総額 384,287,094円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年5月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の一層の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,800,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,800,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の目的

- (1) 監査等委員会を設置し、監査を行う役員に取締役会における議決権を与えることで、より一層監査及び監督機能を強化するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設、監査役会及び監査役に関する規程の削除を行うものであります。併せて、監査役の責任免除の規程の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。
- (2) 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会から取締役へ権限委譲を進めることにより、意思決定・業務執行の機動性を向上させ、更なる経営の効率性向上と業務執行に対する監督機能の強化を図るものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) から (19) (条文省略)</p> <p>(新設)<br/><u>(20) 労働者派遣事業</u><br/><u>(21) 各種企業の経営指導及び業務委託</u><br/><u>(22) 資源等のリサイクル業</u><br/><u>(23) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 (条文省略)<br/>(発行可能株式総数) 第5条 (条文省略)<br/>(自己の株式の取得) 第6条 (条文省略)<br/>(単元株式数) 第7条 (条文省略)<br/>(単元未満株式についての権利の制限) 第8条 (条文省略)<br/>(株主名簿管理人) 第9条 (条文省略)<br/>(株式取扱規則) 第10条 (条文省略)<br/>(基準日) 第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) から (19) (現行どおり)<br/><u>(20) 自社電子マネー (ハロカ) 取扱業</u><br/><u>(21) 労働者派遣事業</u><br/><u>(22) 各種企業の経営指導及び業務委託</u><br/><u>(23) 資源等のリサイクル業</u><br/><u>(24) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p><u>第4条 当社は監査等委員会設置会社とし、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u><br/><u>(2) 監査等委員会</u><br/><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)<br/>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)<br/>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)<br/>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)<br/>(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 (現行どおり)<br/>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)<br/>(株式取扱規則) 第11条 (現行どおり)<br/>(基準日) 第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 (条文省略)<br/>           (決議の方法) 第15条 (条文省略)<br/>           (議決権の代理行使) 第16条 (条文省略)<br/>           (議事録) 第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)<br/>           第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)<br/>           第19条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)<br/>           第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)<br/>           第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>           2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>           第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (現行どおり)<br/>           (決議の方法) 第16条 (現行どおり)<br/>           (議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり)<br/>           (議事録) 第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)<br/>           第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、15名以内とする。<br/>           2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</p> <p>(取締役の選任)<br/>           第20条 当社の取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)<br/>           第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>           2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>           3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>           第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> | <p>3 取締役会はその決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)<br/>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)<br/>第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)<br/>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/>第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)<br/>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知)<br/>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/>(新設)</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬等は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(第31条から第33条 削除)</p> <p>(第34条から第35条 削除)</p> <p>(常勤監査等委員)<br/>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br/>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の決議の方法)<br/> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)<br/> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の議事録)<br/> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)<br/> <u>第42条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の選任)<br/> <u>第43条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の任期)<br/> <u>第44条 (条文省略)</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)<br/> <u>第36条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の選任)<br/> <u>第37条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の任期)<br/> <u>第38条 (現行どおり)</u></p>                                                                      |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)<br/>第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金)<br/>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)<br/>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)<br/>第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)<br/>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/>第41条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に定める事項を決定することができる。</p> <p>(期末配当金)<br/>第42条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)<br/>第43条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)<br/>第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)<br/>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、2021年2月28日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、50ページから54ページのとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                                         | 当社における地位及び担当                         |
|-----------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 再任      | 佐藤利行 <small>さとう としゆき</small>               | 代表取締役社長 指名報酬委員                       |
| 2 再任      | 佐藤太志 <small>さとう たいし</small>                | 取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌                   |
| 3 再任      | 小島宏教 <small>こじま ひろのり</small>               | 専務取締役開発部管掌                           |
| 4 再任      | 花岡秀典 <small>はなおか ひでのり</small>              | 常務取締役管理本部長兼総務部長                      |
| 5 再任      | 高橋正名 <small>たかはし まさな</small>               | 常務取締役商品ライン本部副本部長兼商品統括部長<br>業務システム部管掌 |
| 6 再任      | 小塩登美子 <small>こしお とみこ</small>               | 取締役社長室長                              |
| 7 再任      | 末光憲司 <small>すえみつ けんじ</small>               | 取締役店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長               |
| 8 新任      | 砂田健二 <small>すなだ けんじ</small>                | 執行役員管理本部人事教育部長                       |
| 9 再任      | 社外<br>独立役員<br>藤井義則 <small>ふじい よしのり</small> | 社外取締役 指名報酬委員                         |
| 10 再任     | 社外<br>独立役員<br>池田千明 <small>いけだ ちあき</small>  | 社外取締役 指名報酬委員                         |

| 候補者番号                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                        | さとうとしゆき<br>佐藤利行<br>再任 (1949年1月27日) | 1971年10月 当社入社<br>1991年7月 当社代表取締役社長(現任)<br>2012年10月 一般財団法人ハローズ財団(現公益財団法人ハローズ財団)理事長(現任)<br>2016年9月 株式会社西条プラザ代表取締役社長(現任)<br>2020年12月 当社指名報酬委員(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人ハローズ財団理事長<br>株式会社西条プラザ代表取締役社長                                                                 | 2,488,010株 |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで当社の代表取締役社長として経営を担っており、強いリーダーシップで会社全体を牽引してきた実績と経営全般に対する豊富な見識や高い使命感は当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、取締役として適任と判断して選任するものです。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |
| 2                                                                                                                                        | さとうたいし<br>佐藤太志<br>再任 (1952年9月2日)   | 1975年9月 当社入社<br>1990年6月 当社事業管理部長<br>1995年7月 当社取締役商品部長<br>1999年7月 当社常務取締役商品本部長<br>2007年3月 当社常務取締役商品本部長兼商品部長<br>2009年5月 当社取締役副社長経営企画部及び商品本部管掌<br>2011年5月 当社取締役副社長管理本部長<br>2012年10月 当社取締役副社長経営企画室長兼管理本部長<br>2019年3月 当社取締役副社長経営企画室長<br>2019年9月 当社取締役副社長営業担当兼経営企画室管掌(現任) | 755,000株   |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで当社の取締役副社長として経営を担っており、商品部長、管理本部長及び経営企画室長などを担当してきた実績と経営全般に対する豊富な職務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。                       |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

| 候補者番号                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">こ じま ひろ のり<br/>小 島 宏 教</p> <p>再任 (1958年9月10日)</p> | <p>1979年 4月 アイサワ工業株式会社入社<br/> 1982年 5月 当社入社<br/> 1999年 4月 当社店舗運営部長<br/> 2002年 5月 当社取締役店舗運営部部長<br/> 2004年 3月 当社取締役営業企画部長<br/> 2005年 3月 当社取締役開発部長<br/> 2009年 5月 当社常務取締役開発部長<br/> 2014年 4月 当社専務取締役開発部長<br/> 2014年 6月 当社専務取締役管理本部副本部長兼開発部長<br/> 2019年 3月 当社専務取締役開発部長<br/> 2019年 9月 当社専務取締役開発部管掌 (現任)</p>                                                                                            | 105,000株   |
| <p>[取締役候補者とした理由]<br/> これまで店舗開発の責任者として出店及びテナント誘致などN S C開発を牽引し、また、競争力のあ<br/> る店舗フォーマットの開発などの実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。</p> |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 4                                                                                                                           | <p style="text-align: center;">はな おか ひで のり<br/>花 岡 秀 典</p> <p>再任 (1956年7月2日)</p> | <p>1979年 4月 岡野食品産業株式会社入社<br/> 1981年 2月 当社入社<br/> 1998年11月 当社商品部部長<br/> 2001年 9月 当社店舗運営部部長<br/> 2002年 6月 当社執行役員店舗運営部部長<br/> 2006年11月 当社執行役員店舗運営部長兼福山地区長<br/> 2007年 3月 当社執行役員S V部長<br/> 2009年 5月 当社取締役商品本部長兼商品部長<br/> 2012年10月 当社取締役商品本部長<br/> 2013年 6月 当社取締役商品ライン本部商品統括部長<br/> 2014年 4月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長<br/> 兼生鮮統括部長<br/> 2019年 3月 当社常務取締役管理本部長<br/> 2019年 9月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長<br/> (現任)</p> | 197,000株   |
| <p>[取締役候補者とした理由]<br/> これまで当社の店舗運営部門及び商品部門の責任者としての業務経験を有し、経営の重要事項の決定<br/> 及び担当部門の監督等の職務執行の実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。</p>  |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                 | たが はし まさ な<br>高橋正名<br>再任 (1959年3月14日) | 1981年3月 当社入社<br>1998年11月 当社商品部部長<br>2002年6月 当社執行役員商品部部長<br>2006年11月 当社執行役員生鮮商品部長<br>2007年3月 当社執行役員物流企画部長<br>2009年5月 当社取締役物流企画部長<br>2011年3月 当社取締役物流部長兼物流センター長<br>2013年6月 当社取締役商品ライン本部業務システム部長<br>2014年4月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長兼ドライ統括部長業務システム部管掌<br>2019年3月 当社常務取締役商品ライン本部副本部長兼商品統括部長業務システム部管掌(現任) | 45,000株    |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで当社の商品部門及び物流部門の責任者として、商品調達及び物流体制の構築に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| 6                                                                                                 | こ しお とみ こ<br>小塩登美子<br>再任 (1942年6月10日) | 1974年6月 当社入社<br>1981年6月 当社総部部長<br>1995年7月 当社取締役総務部長<br>1999年7月 当社常務取締役管理本部長<br>2007年3月 当社常務取締役管理本部長兼財務経理部長<br>2009年5月 当社取締役社長室長(現任)                                                                                                                                                           | 210,400株   |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで当社の財務経理部門、管理部門全般及び社長室の責任者として、会社の経営に大きな貢献を果たしてきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| 7                                                                                                 | すえ みつ けん じ<br>末光憲司<br>再任 (1961年8月28日) | 1984年3月 当社入社<br>2007年11月 当社店舗運営本部店舗運営部長<br>2011年5月 当社取締役店舗運営部長<br>2013年6月 当社取締役店舗運営ライン本部副本部長兼四国地区長(現任)                                                                                                                                                                                        | 9,800株     |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで当社の店舗運営部門の責任者として、販売の第一線の牽引及び新商圏への対応と浸透を担当してきた実績を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |

| 候補者番号                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8                                                                                                                           | 新任<br>砂田健二<br>(1972年1月1日)                | 1996年4月 当社入社<br>2014年4月 当社管理本部人事教育部長<br>2016年3月 当社執行役員管理本部人事教育部長<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 19,000株    |
| [取締役候補者とした理由]<br>これまで店長として店舗運営及び人事教育部長として会社の人事・教育全般に携わり、また、執行役員としての業務経験を踏まえ、取締役として適任と判断して選任するものです。                          |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 9                                                                                                                           | 再任<br>社外<br>独立役員<br>藤井義則<br>(1970年10月2日) | 1994年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)広島事務所入所<br>1998年4月 公認会計士登録<br>2006年7月 公認会計士藤井義則事務所(現ビズリンク公認会計士共同事務所)開設(現任)<br>2006年11月 ビズリンク・アドバイザー株式会社設立 取締役<br>2008年7月 ビズリンク・アドバイザー株式会社代表取締役(現任)<br>2011年4月 税理士法人いぶぎ設立 代表社員(現任)<br>2011年6月 両備信用組合 監事(現任)<br>2012年10月 公益財団法人ハローズ財団 監事(現任)<br>2015年5月 当社取締役(現任)<br>2016年6月 株式会社フェニックスバイオ 取締役(現任)<br>2018年9月 カーツ株式会社 監査役(現任)<br>2020年12月 当社指名報酬委員(現任) | 一株         |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]<br>公認会計士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識を有しており、当社の内部統制を始めとする取締役会のさらなる機能強化に資することを期待し、社外取締役として適任と判断して選任するものです。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 10    | 再任<br>社外<br>独立役員<br>池田千明<br>(1978年7月26日)                                                                                                         | 2006年4月 最高裁判所司法修習生<br>2007年10月 弁護士登録（岡山弁護士会、板野法律事務所入所）（現任）<br>2015年5月 当社取締役（現任）<br>2020年12月 当社指名報酬委員（現任） | 一株         |
|       | [社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由並びに期待される役割]<br>弁護士として培われた専門知識・経験に基づく高い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制など取締役会のさらなる機能強化に資することを期待し、社外取締役として適任と判断して選任するものです。 |                                                                                                          |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井義則氏、池田千明氏は社外取締役候補者であります。
3. 藤井義則氏、池田千明氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、藤井義則氏、池田千明氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、藤井義則氏、池田千明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430号の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については、補填の対象外としております。各取締役候補者（新任取締役候補者を除く。）は、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、56ページから57ページのとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏 名                                   | 当社における地位及び担当             |
|-----------|----|---------------------------------------|--------------------------|
| 1         | 新任 | お だ しゅん じ<br>小 田 俊 二                  | 専務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長 |
| 2         | 新任 | 社 外<br>独立役員<br>お ぎき かず まさ<br>尾 崎 和 正  | —                        |
| 3         | 新任 | 社 外<br>独立役員<br>おか もと ひとし<br>岡 本 均     | 常勤監査役                    |
| 4         | 新任 | 社 外<br>独立役員<br>いな ふく やす くに<br>稲 福 康 邦 | 監査役                      |
| 5         | 新任 | 社 外<br>独立役員<br>こ ばやし まさ かず<br>小 林 正 和 | 監査役                      |



| 候補者番号                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div><br>おだ しゅん じ<br>小田 俊二<br>(1953年3月8日)                                                                                                                                                                                      | 1976年3月 株式会社宮内スーパー入社<br>1979年10月 当社入社<br>1981年6月 当社商品部長<br>1986年6月 当社店舗運営部長<br>1995年7月 当社取締役店舗運営部長<br>1999年7月 当社常務取締役店舗運営本部長<br>2007年3月 当社常務取締役店舗運営本部長兼店舗運営部長<br>2007年11月 当社常務取締役店舗運営本部長<br>2009年5月 当社専務取締役店舗運営本部長兼SV部長<br>2013年6月 当社専務取締役店舗運営ライン本部長<br>2017年9月 当社専務取締役店舗運営ライン本部長兼店舗業務支援室長(現任) | 123,000株   |
| <p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>これまで当社の店舗運営責任者として販売部門の統括及び成長に向けた体制整備に携わり、また、取締役として会社経営により培われた見識で、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 2                                                                                                                                                  | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div><br><div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div><br><div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div><br>お ぎ さ か ず ま さ<br>尾崎 和正<br>(1958年1月5日) | 2006年7月 金融庁検査局総務課金融証券検査官<br>2008年7月 財務省中国財務局理財部金融監督第二課長<br>2010年7月 財務省中国財務局総務部人事課長<br>2015年6月 株式会社トマト銀行常勤監査役<br>2019年6月 トマトビジネス株式会社取締役社長                                                                                                                                                       | 一株         |
| <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>金融庁及び金融機関で培われた幅広い見識並びに財務及び会計に相当程度の知見を有しており、当社の監査及び独立した立場からの経営の監督強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 社外<br><input type="checkbox"/> 独立役員<br>おか もと ひとし<br><b>岡本均</b><br>(1956年2月13日)                                                                                                   | 2012年2月 株式会社トマト銀行理事総務部長<br>2013年5月 当社監査役(現任)                                                                                                                                                                | 2,000株     |
|       | <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を有し、当社監査役として大局的、専門的見地からの監査を行っており、経営の健全性と透明性の確保に寄与いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                             |            |
| 4     | <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 社外<br><input type="checkbox"/> 独立役員<br>いな ふく やす くに<br><b>稲福康邦</b><br>(1944年7月5日)                                                                                                 | 1970年5月 株式会社北川鉄工所入社<br>1992年4月 同社経理課長<br>2001年5月 当社監査役(現任)                                                                                                                                                  | 16,400株    |
|       | <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員として職務を適切に遂行できると判断した理由並びに期待される役割]</p> <p>上場企業の経理部門においての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社監査役として大局的、専門的見地からの監査を行っており、経営の健全性と透明性の確保に寄与いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>                                                    |                                                                                                                                                                                                             |            |
| 5     | <input type="checkbox"/> 新任<br><input type="checkbox"/> 社外<br><input type="checkbox"/> 独立役員<br>こ ばやし まさ かず<br><b>小林正和</b><br>(1958年2月7日)                                                                                                 | 1981年4月 福山ガス株式会社入社<br>2000年4月 オフィス・ドゥ・プラス開業(現任)<br>2003年4月 福山大学経済学部講師<br>2005年9月 福山女子短期大学(現福山市立大学)非常勤講師<br>2007年5月 当社監査役(現任)<br>2008年4月 福山大学経済学部准教授<br>2013年4月 福山職業能力開発短期大学校非常勤講師<br>2016年4月 福山大学経済学部教授(現任) | 2,900株     |
|       | <p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び監査等委員として職務を適切に遂行できると判断した理由並びに期待される役割]</p> <p>学識者としての専門知識に加えMBA(神戸大学大学院経営学)及び中小企業診断士としての資格等を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、経営診断・経営指導の豊富な経験から、当社監査役として有益で率直な意見を述べており、経営の健全性確保に寄与いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                             |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 尾崎和正氏、岡本均氏、稲福康邦氏及び小林正和氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は、尾崎和正氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、岡本均氏、稲福康邦氏及び小林正和氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、尾崎和正氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、岡本均氏、稲福康邦氏及び小林正和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430号の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については、補填の対象外としております。各取締役候補者（新任取締役候補者を除く。）は、当社の取締役または監査役として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。新任取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新することを予定しております。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額については、1999年7月21日の株主総会にて役員報酬限度額を年額200百万円以内、2001年5月25日の株主総会にて監査役報酬限度額を年額300百万円以内としたことにより、年額170百万円以内とご承認をいただいております。この度、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とすることにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職務の内容と業績を勘案し、社外取締役を含む指名報酬委員会で検討した内容を、取締役会において審議することとしております。この方針及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として年額300百万円以内とすることは、相当であると判断しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議にいたしますと存じます。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在当社の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

当社の監査役の報酬等の額については、2001年5月25日開催の株主総会にて、年額300万円以内にご承認をいただいております。この度、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額500万円以内とすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、各監査等委員の職務の内容を勘案し監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。この方針及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額として年額500万円以内とすることは、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件**

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、2016年5月26日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額700万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をいただい

ております。この度、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、年額70百万円以内の範囲で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社の対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社外取締役を含む指名報酬委員会で検討した内容を、取締役会において審議することとしております。この方針及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を年額70百万円以内とすることは、相当であると判断しております。

本株式報酬型ストックオプション制度は、対象取締役が新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあること及び下記の内容を含む新株予約権割当契約を締結することを条件に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するものであります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は8名となります。

## 記

当社の対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本株主総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

## 2. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は400個を上限とする。

## 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

## 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲（ただし、当該期間の末日が休日である場合はその前営業日を最終日とする。）で、当社の取締役会において定めるものとする。

## 6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日。）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。



## 8. 新株予約権の取得条項

①新株予約権者が権利行使をする前に、上記6.の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 9. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

(ツクボグンハヤシマチョウ)

会 場 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1  
株式会社ハローズ 本部2階大会議室  
電話 (086) 483-1011

(ハヤシマ)

最寄駅 JR宇野線、瀬戸大橋線早島駅下車2.3km タクシー約5分  
(ナカショウ)  
JR山陽本線中庄駅下車3.2km タクシー約10分

